

## 社会福祉法人尚生会 役員等に対する報酬及び旅費規程

第1条 社会福祉法人尚生会定款第8条及び第13条第10項の規定により、役員等の報酬等については、本規定の定めるところによる。

### 第2条 報酬の体系

役員（理事長・事務局長）が行う法人の運営及び決裁事務等の業務処理に対して報酬を支払う。

2. 理事長報酬は月額報酬とし、月額 800,000 円、賞与（年1ヶ月） を支給する。

事務局長報酬は月額報酬とし、月額 400,000 円、賞与（年2ヶ月）、通勤費を支給する。

支給は、毎月15日とし、指定された口座に振り込むものとする。但し、この日が土曜日、日曜日又は、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時はその後日とする。

3. 前項の報酬額は、理事会の承認を得て増減できるものとする。

### 第2条の1 退職慰労金

役員（理事長・事務局長）が退任したときには、退職慰労金を理事会の承認を得て支給することができる。

### 第2条の2 控除金

役員に支給する報酬から法人は、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金を控除する。

### 第3条 旅費

役員等が法人に対する必要な活動により出張命令を受けて旅行する場合に旅費を支給する。

2. 評議員会、理事会、法人の監査等の場合は、次の旅費（日当）を支給する。

（1）時間が半日までのとき 2,000円

（2）時間が全日にわたるとき 6,000円

3. 関係法令で定めるべき次の委員が、会議等に出席する場合は、旅費（日当）を支給する。

（1）苦情解決第三者委員 1,000円

（2）運営推進会議委員 1,000円

(3) 評議員選任・解任委員 2,000円

4. その他法人役員が業務・研修等に出張した場合は、社会福祉法人職員旅費規程を適用するとともに、別表1、別表2の管理職区分を適用する。

#### 附 則

この規程は平成17年4月1日から実施する。

平成21年 6月1日 一部改正

平成22年11月1日 一部改正

平成26年 4月1日 一部改正

平成29年 1月6日 一部改正

平成29年 4月1日 一部改正